【粕屋町農業委員会議事録】

- 1.開催日時 平成 30 年 12 月 7 日 (金) 9 時 00 分~10 時 00 分
- 2. 開催場所 粕屋町役場 二階 大会議室
- 3.出席委員(14名)

会 長 安河内 勇 臣 副会長 長 武 範 1 因 光 明 番 2 番内田 吏 3 八 尋 文 枝 番 好 美 4 番 山 田 5 番 田 代 慶 子 6 番 八尋 勇 光 7 番船越 英 治 敏 喜 8 番 小 西 今 泉 1 0 番 義秀 1 2 番 黒 瀬 富芳 推進委員 長 昭 憲 俊二 推進委員 瓜 生

4.欠席委員(3名)

 9
 番 青 木 勝 浩

 1 1 番 安 川 利 正

 推進委員 田 代 精 一

5.議事日程

- 第1 開会のことば
- 第2 会長挨拶
- 第3 議案第1号…農地法第3条の規定による許可申請について(3件) 議案第2号…農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(3件) 議案第3号…農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(3件) 議案第4号…農地法第5条の規定による農地転用許可申請について(1件) 議案第5号…利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について(1件) 報告事項1…農地法第3条の3第1項の規定による届出について(4件) 報告事項2…農地一時使用願いについて(3件)

6.農業委員会事務局職員

事務局長八尋哲男事務局員酒井英臣

7.会議の内容

事務局長	【開会のことば】
	皆さんお揃いですので始めたいと思います。一同ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。まず、欠席
	の連絡をいたします。9番青木委員、11番安川委員、田代推進委員から欠席の届出が出されております。
	本日の議事録署名人は、1番因委員、12番黒瀬委員となっております。よろしくお願いいたします。それか
	ら本日から 12 月議会が始まっております。会期は今日から 12 月 20 日木曜日までの 14 日間となっており
	ます。今回、一般質問が 14 人ということで人数が出ております。来週月曜日から木曜日の 4 日間で質問
	4、4、4、2 で質問されます。地域振興課に関わるものにつきましては、花火大会とぼた山の開発関係、そ
	れと 11 日火曜日に種子法の廃止の件で一般質問が挙がっております。都合のつく方は、拝聴してくださ
	い。それでは、2番の会長挨拶に移りたいと思います。よろしくお願いします。
議長	【会長挨拶】
(会長)	改めましておはようございます。年の終わりになりまして、あっという間の 12 月でございます。本日は平成
	30 年の最後の委員会となりました。本日は久しぶりに現地確認の件数が多かったと思います。早速、議題
	に入りたいと思いますが、本日も都市計画課、道路環境整備課のほうから出席していただいております。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 審議】
	第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1番について事務局お願いします。
事務局	審議番号1、
	該当法、第3条、地区名、大隈、
	譲受人住所氏名、
	譲渡人住所氏名、
	土地の表示、大隈、扇、
	面積、田、939 ㎡、
	権利の種類、贈与、
	申請理由、農業経営の若返り、農業経営の若返り、
	経営面積、自作 352a、小作 23a、計 375a、同一世帯、
	地元委員、八尋 勇光委員、
	位置図を 2P、字図を 3P に添付しています。以上です。
	ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。
八尋(勇)委員	別にありません。
議長	説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。
議長	お母さんから娘さんへの贈与ですか。

八尋(勇)委員	そうです。次の案件も、娘と息子です。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 採決】
	そういたしますと、審議番号1番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 審議】
	第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2番について事務局お願いします。
事務局	審議番号 2、
	該当法、第3条、地区名、大隈、
	譲受人住所氏名、
	譲渡人住所氏名、
	土地の表示、大隈、扇、
	面積、田、2120 m²、
	権利の種類、贈与、
	申請理由、農業経営の若返り、農業経営の若返り、
	経営面積、自作 352a、小作 23a、計 375a、同一世帯、
	地元委員、八尋 勇光委員、
	の持ち分2分の1贈与となっております。位置図を2P、字図を4Pに添付しています。
	ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。
八尋(勇)委員	先ほどと同じで、別にありません。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、先ほど同様、権利の種類は贈与でございます。これも同じく、
	お母さんの持ち分を贈与となっております。質問等がございましたらお受けいたします。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号3 審議】
	第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号3番について事務局お願いします。
事務局	審議番号 3、
	該当法、第3条、地区名、戸原、
	護受人住所氏名、

	譲渡人住所氏名、
	土地の表示、戸原西四丁目、
	面積、田、407 ㎡、2325 ㎡、
	権利の種類、売買、
	申請理由、耕作地を増やすため、資金調達のため、
	経営面積、自作 170a、
	自作 114a、小作 149a、計 263a、
	地元委員、長 武範委員、
	位置図を5P、字図を6P、7Pに添付しています。
	ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。
長委員	特別ありません。
議長	説明が終わりました。この件につきまして、権利の種類は売買でございます。この件につきまして何かご質
	問等がございましたらお受けいたします。
議長	【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号3 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員挙手】
	全員賛成でございます。
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号1 審議】
	それでは、第2号議案農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、審議番号1に
	ついて事務局お願いします。
事務局	審議番号1、
	該当法、第4条、地区名、内橋、
	届出人住所氏名、
	土地の表示、内橋、登り上り、
	転用目的、その他、集合住宅(共同住宅)の建築、
	施設の概要、共同住宅 1 棟、
	建築面積、310 ㎡、 建ペい率、60%、
	立地条件、東:宅地、西:田、南:宅地、北:道路、
	隣地承諾の有無、あり、
	隣地者条件、あり、
	地元委員、船越 英治委員、

	位置図を9P、字図を10P、計画図を11Pから13Pに添付しています。
	ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。
船越委員	特にありません。
議長	この件につきましては、共同住宅の建築というところで、現在は埋蔵文化財の試掘が行われている場所
	で、皆さんで現地確認を行ったところでございます。この件につきまして、何かご質問等がありましたらお受
	けいたします。
議長	これはいつぐらいに結論が出るのか。
事務局	結論というのは、埋蔵文化財をどうするかということですか。何が出てくるかによって、状況は変わってくると
	思います。一応、今の計画で申請書に出されているのは、着工の時期は 12 月 15 日からになっておりま
	す。工事の完了時期といたしましては、平成31年の12月31日までとなっております。
議長	試掘の状況を見て、長めに工期が出ているのですね。
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号1 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号2 審議】
	それでは、審議番号2について説明お願いします。
事務局	審議番号 2、
	該当法、第4条、地区名、原町、
	届出人住所氏名、
	土地の表示、原町三丁目、
	転用目的、一般住宅、長屋建築、
	施設の概要、鉄骨造 2 階建 2 棟、
	建築面積、451 ㎡、 建ペい率、40%、
	立地条件、東:宅地、西:宅地、南:宅地、北:道路、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、青木 勝浩委員、
	市街化区域で会長処分となっております。
	位置図を 14P、字図を 15P、計画図を 16P から 18P に添付しています。以上です。

議長	この件についても、皆さんで現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けい
	たします。
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号2 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号3 審議】
	それでは、審議番号3について説明お願いします。
事務局	審議番号 3、
	該当法、第4条、地区名、甲仲原、
	届出人住所氏名、
	土地の表示、畑、563 ㎡、
	転用目的、一般住宅、共同住宅の建築、
	施設の概要、共同住宅 1 棟、
	建築面積、967 ㎡、 建ぺい率、50%、
	立地条件、東:宅地、西:宅地、南:道路、北:宅地、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、小西敏喜委員、
	市街化区域で会長処分となっております。
	位置図を19P、字図を20P、計画図を21Pから23Pに添付しています。
	ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。
小西委員	特別にありません。
議長	審議番号 3 についても現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたし
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
議長	【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号3 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1 審議】
	それでは、第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号

	について事務局お願いします。
事務局	審議番号 1、
	該当法、第5条、地区名、乙仲原東、
	申請人住所氏名、
	相手人住所氏名、
	土地の表示と面積、仲原三丁目、
	権利の種類、使用貸借権、
	転用目的、その他、駐車建設のため、
	施設の概要、駐車場 20 台、
	立地条件、東:水路、西:畑、南:道路、北:水路、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、山田 好美委員、
	市街化区域で会長処分となっております。
	位置図を 25P、字図を 26P、計画図を 27P に添付しています。
	審議番号2も同一案件ですので続けてまいります。
事務局	審議番号 2、
	該当法、第5条、地区名、乙仲原東、
	申請人住所氏名、
	相手人住所氏名、
	土地の表示と面積、仲原三丁目、
	権利の種類、売買、
	転用目的、その他、駐車建設のため、
	施設の概要、駐車場 20 台
	立地条件、東:水路、西:畑、南:道路、北:畑、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、山田 好美委員、
	市街化区域で会長処分となっております。
	位置図を 25P、字図を 26P、計画図を 27P に添付しています。
	ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。

議長	審議番号 1、2 について説明していただいたわけですけど、こちらは同一箇所のところでございます。何か
	ご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	審議番号1については、権利の種類は使用貸借権、審議番号2については、売買となっております。
議長	【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号2 採決】
	続けて審議番号2について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号3 審議】
	それでは、審議番号3について事務局お願いします。こちらは区画整理区域内となっており、現地は先日
	見ておりますので、本日現地確認は行っておりません。それでは、お願いします。
事務局	審議番号 3、
	該当法、第5条、地区名、酒殿、
	申請人住所氏名、
	相手人住所氏名、
	土地の表示と面積、酒殿、大坪、
	権利の種類、売買、
	転用目的、宅地造成、宅地分譲、
	立地条件、東:公衆用道路、西:田、南:用悪水路、北:畑、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、安河内 勇臣委員、
	市街化区域で会長処分となっております。こちらは粕屋町酒殿駅南土地区画整理事業施行地区内となっ
	ております。
	位置図を 28P、字図を 29P、計画図を 30P から 32P に添付しています。
	ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。
議長(安河内委員)	この地域は今説明がありましたように、区画整理の予定地内でございます。それで地権者のほうには、本
	人だけしか仮換地は明示されていません。ほかの地権者の方もAさんはどこ、Bさんはどこと、現時点では
	わからないようになっております。ここに資料は付けてはおりますが、取り扱いには注意をお願いしたいと

	思います。ここの計画図ではまだ道路等ができておりませんので、図上だけの話でございます。
議長	この件につきまして、何かご質問等がございましたらお受付いたします。
議長	【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号3 採決】
	ないようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1 審議】
	それでは、第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1をお願いし
	ます。
事務局	審議番号1、
	該当法、第5条、地区名、上大隈、
	申請人住所氏名、
	相手人住所氏名、
	土地の表示と面積、上大隈、小浜、
	権利の種類、売買、
	転用目的、その他、駐車場造成のため、
	施設の概要、駐車場 10 台、
	立地条件、東:道路、西:雑種地、南:雑種地、北:雑種地、
	隣地承諾の有無、なし、
	隣地者条件、なし、
	地元委員、八尋 勇光委員、
	位置図を34P、字図を35P、計画図を36Pから38Pに添付しております。
	ここで地元委員さんのほうから、ご説明等ございましたらお願いします。
八尋(勇)委員	ありません。
議長	こちらの箇所も現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	【第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1 採決】
	質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦労さまでございました。
	【都市計画課•道路環境整備課 退席】

議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 審議】
	続きまして第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号1
	番については、山田委員の自己に関する事項となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定により
	一時退席願います。
	【山田 好美委員 退席】
	それでは、事務局から説明お願いします。
事務局	審議番号1、
	農地の所在地、仲原、大町、
	現況地目、田、
	面積、1260 ㎡、
	利用権の種類、使用貸借権、
	利用権の設定をする者の住所・氏名、
	利用権の設定を受ける者の住所・氏名、
	作付する作目名、水稲、
	期間、5年、再設定で位置図を40Pに添付しております。以上です。
議長	審議番号 1 番につきましては、再設定でございます。この件につきまして、ご質問等がありましたらお受け
	いたします。
議長	いたします。 【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】
議長	
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。
	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】
	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 2 審議】
	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 2 審議】 第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 2 番につい
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号2 審議】 第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号2 番については、事務局から説明お願いします。
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号2 審議】 第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号2番については、事務局から説明お願いします。 審議番号2、
議長	【第5号騰案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号騰案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号2 審議】 第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号2番については、事務局から説明お願いします。 審議番号2、農地の所在地、酒殿、新貝、
議長	【第5号職業 利用権設定等促進事業計画家の農業委員会における決定について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。 それでは山田委員、入室をお願いします。 【山田 好美委員 入室】 【第5号職業 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 2 審議】 第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 2 番については、事務局から説明お願いします。 審議番号 2、農地の所在地、酒殿、新貝、現況地目、田、

	利用権の設定を受ける者の住所・氏名、
	作付する作目名、水稲、
	期間、5年、新規設定で位置図を41Pに添付しております。以上です。
議長	審議番号 2 番につきましては、新規設定でございます。この件につきまして、ご質問等がありましたらお受
	けいたします。
議長	【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号2 採決】
	質問が無いようでござましたら、賛成の方の挙手をお願いします。
	【出席委員全員举手】
	全員賛成でございます。
議長	【報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】
	農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告。
	【報告事項2 農地一時使用願について】
	農地一時使用願について報告。
副会長	【閉会のことば】
	それでは今月の農業委員会を閉会したいと思います。